

○うきは市議会傍聴規則

(平成 17 年 4 月 1 日議会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の定員は、50 人とする。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票(別記様式)に記入しなければならない。

2 傍聴は先着順とし、議長は、傍聴人が多いときは、可能な限り多くの方が傍聴できるように努めなければならない。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 異様な服装をしている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類を身に付ける等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器は電源を切る、又はマナーモードにする等音声を発しない状態にすること。

(6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をするときは、事前に議長の許可を得なければならない。

2 議長は、議事の妨げになるときは、討論を用いしないで会議に諮って、前項の許可を取消することができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月13日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表面）

傍聴受付票

傍聴日 令和 年 月 日

傍聴人 住所 （ 吉井町 ・ 浮羽町 ・ 市外 ）

※ 住所欄には、該当するものに○をご記入ください。

氏名 _____

裏面もご覧ください。

うきは市議会

（裏面）

傍聴される方へ

傍聴に際しては、係員の指示に従い、次のことを守ってください。

1. 議場における言論に対して、拍手や掛け声などにより批評したり、賛否の表明をしないこと。
2. 大声をあげる、大きな音を発する等騒ぎ立てないこと。
3. 飲食又は喫煙をしないこと。
4. 携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器は電源を切る、又はマナーモードにする等音声を発しない状態にすること。
5. その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
6. 撮影、録音をしないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得ている場合を除く。

このほか傍聴についてわからないことは、係員にお尋ねください。